

別表十七（二の三） 附表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3第3項《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合（外国法人の令和4年4月1日前に開始した事業年度にあつては、恒久的施設を有する外国法人が同項の規定の適用を受ける場合に限り）に記載します。
- 2 「超過利子額1」は、その事業年度が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の5の3第4項に規定する承認の取消し等の場合又は令和2年改正法附則第125条第1項《対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置》に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合には、これらの規定によりその法人の超過利子額（措置法第66条の5の3第1項に規定する超過利子額をいいます。以下同じです。）とみなされる令和2年旧措置法第68条の89の3第6項《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する連結超過利子個別帰属額（以下「連結超過利子個別帰属額」といいます。）を記載します。なお、その事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、令和2年旧措置法第66条の5の3第7項又は令和2年改正法附則第125条第4項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
- 3 「被合併法人等の引継対象超過利子額2」は、措置法第66条の5の3第3項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日にその連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限り）である場合又は同項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（その連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限り）である場合には、これらの連結法人の連結超過利子個別帰属額を記載します。
- 4 その法人との間に措置法第66条の5の3第3項に規定する完全支配関係がある他の法人でその法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の超過利子額3」中「(2)」とあるのは、「(2)を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これにその法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載します。